

社援保発0331第3号
平成28年3月31日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（公印省略）

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の
一部改正について（通知）

今般、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成28年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮をお願いします。

○「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」
 (平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>各 都道府県 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとしています。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われてい</p>	<p style="text-align: right;">社援保発 0723 第 1 号 平成 24 年 7 月 23 日</p> <p>各 都道府県 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中核市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局保護課長</p> <p>生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて</p> <p>生活保護行政の推進については、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 4 条に基づき、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件としていますが、急迫の場合や資力はあるものの直ちに活用できない事情がある場合は適用され得るものです。</p> <p>ただし、資力があることを確認した際は、資力の発生時期に遡って法第 63 条に基づく費用返還を当該被保護者に対して求めることとしています。</p> <p>また、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者、又は受けさせた者に対しては法第 78 条に基づく費用徴収を行うこととしています。</p> <p>本制度は、支援が必要な人に確実に保護を実施する必要があると同時に、不正事案については、全額公費によってその財源が賄われてい</p>

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

記

1 (略)

2 法第 78 条に基づく費用徴収決定について

法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第 63 条の適用が妥当であるが、法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

ることに鑑みれば制度に対する国民の信頼を揺るがす極めて深刻な問題であるため、厳正な対処が必要です。

また、平成 23 年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば法第 78 条を適用し費用徴収すべきものに対し、法第 63 条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けているところです。

このため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについては、下記の事項に留意の上、適正かつ厳格な処理に当たられるよう管内保護の実施機関に対し周知徹底いただくようお願いいたします。

1 (略)

2 法第 78 条に基づく費用徴収決定について

法第 63 条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある要保護者に対して保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図るために、当該被保護者に返還を求めるものであり、被保護者の作為又は不作為により保護の実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではない。

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法第 63 条の適用が妥当であるが、法第 78 条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものと

し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(1) (略)

(2) 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠っていれば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由に

し、当該基準に該当すると判断される場合は、法第78条に基づく費用徴収決定をすみやかに行うこと。

- ① 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- ② 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- ③ 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- ④ 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(1) (略)

(2) 収入申告を求める際の留意点

課税調査によって被保護世帯の収入が判明した事案のうち、その収入が当該被保護世帯の世帯主以外の者（未成年）の就労収入であるという場合には、一律に法第63条を適用しているという不適切な実態が一部自治体にあることが指摘されているところである。

未成年である世帯員についても、稼働年齢層であれば当然に保護の実施機関に対し申告の義務はあるので、申告を怠っていれば原則として法第78条の適用とすべきである。

また、世帯主が世帯員の就労について関知していなかった、就労していた世帯員本人も申告の義務を承知していなかった、保護の実施機関も保護開始時にのみ収入申告書の提出の義務を説明しただけであり、当該被保護世帯の子が高校生になった際に就労収入の申告の義務について説明を怠っていた等の理由に

より、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。その際、基礎控除等の勤労控除及び高等学校等就学者における就労や早期の保護脱却に資する経費等の収入認定除外についても説明すること。

3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第78条第4項では、法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。本規定に関して、特に以下の点に留意すること。

(1) 法第78条第1項から第3項までの規定に基づき生じる債権は、破産法（平成16年法律第75号）第97条第4号に規定する租税等の請求権に該当し、免責許可の決定の効力が及ばず（同法第253条第1項）、また、当該債権に係る債務の弁済は、同法第163条第3項の規定により、同法第162条第1項の適用を受けず、偏頗行為の否認の例外となること

(2) 保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活を維持するに当たって必要な程度の財産の徴収を行わないこと

より、法第63条を適用せざるを得ないという判断がなされている実態が見受けられる。

そのため、別添2の様式によって、収入申告の義務について説明を行う際、世帯主以外に稼働年齢層の世帯員（高校生等未成年を含む）がいる世帯については、当該世帯員本人の自書による署名等の記載を求めること。この際、別葉とするか同一様式内に世帯員の署名欄等を設けるかは自治体の判断で対応されたい。

なお、保護開始世帯については、世帯主及び稼働年齢層の世帯員に対し収入申告の義務について開始時に説明することとし、既に受給中の世帯については稼働年齢層の者がいる世帯への訪問時等に改めて収入申告の義務について説明するとともに、別添2の様式を活用されたい。

3 (略)

4 国税徴収の例による費用徴収について

法第78条第4項では、法第78条第1項から第3項までの規定による徴収金は、国税徴収の例により徴収することができる旨規定している。ただし、保護の実施機関は、被保護世帯の保護金品及び最低生活を維持するに当たって必要な程度の財産の徴収を行わないよう十分留意すること。

なお、本規定による徴収金の徴収については、平成26年7月1日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成26年6月30日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないことに留意する。

(3) 本規定による徴収金の徴収については、平成 26 年 7 月 1 日以後に支払われた保護費又は就労自立給付金についての不正受給に対して適用されるものであり、平成 26 年 6 月 30 日以前に支払われた保護費については本規定の対象とならないこと

5 (略)

5 (略)